

(公財) ちば国際コンベンションビューロー 国際交流ボランティア制度要綱

(目的)

第1条 千葉県の国際交流、国際協力及び多文化共生を図り、県内の国際化を推進するため、「国際交流ボランティア制度」を設ける。

(定義)

第2条 この要綱で「国際交流ボランティア」とは、次の各分野のボランティアとして、ちば国際コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という。)に登録された者の総称とする。

(1) 語学ボランティア

通訳、翻訳等、語学を通じて国際交流、国際協力、多文化共生サポート及びM I C Eに寄与するもの(通訳案内業を営んでいる者の職域を侵さないものに限る。)

(2) 文化ボランティア

趣味、特技、外国生活体験等を生かして、国際交流、国際協力、多文化共生を深めるものに寄与するもの

(3) ホストファミリーボランティア

ホストファミリーボランティアは、ホームステイとホームビジットの2種類とし、その内容は次のとおりとする。

ア ホームステイ

外国人を家庭に招待し、寝食を共にするなかで普段の家庭生活を体験する機会を通じて相互理解と交流を深めるもの

イ ホームビジット

外国人を家庭に招待し、普段の家庭生活に触れる機会を通じて相互理解と交流を深めるもので、宿泊を伴わないもの

(4) 日本語ボランティア

日本語を母語としない住民と、日本語でコミュニケーションすることを通じて交流を深めるもの（日本語教授を業とする者の職域を侵さないものに限る。）

(5) 事業ボランティア

国際交流、国際協力、多文化共生及びMICEに係る行事及び災害時等の支援をおこなう。

2 この要綱で「協定学生ボランティア」とは、ビューローと神田外語大学との「学生ボランティア活動推進に関する協定書」（以下「協定書」という）に基づき、前項各号（第3号を除く）に掲げる分野のボランティア活動を行う学生をいう。

3 この要綱で、「多文化共生サポート」とは、第8条各号に定める者が外国人住民との間で行う、保健、福祉、教育、災害対策その他の生活全般に係る分野に関して、国際交流ボランティアの活動が必要となった場合において、ビューローが国際交流ボランティアを紹介し外国人住民を支援すること又は多文化共生を推進することをいう。

4 この要綱で、「MICE」とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの国際的な集客交流が見込まれるビジネスイベントなどをいう。

（登録資格）

第3条 国際交流ボランティアとして登録ができる者は、「国際交流ボランティア制度」の趣旨を理解する個人であって、次の各号のボランティアの分野に応じ、それぞれ各号に定める要件に該当する者とする。

(1) 語学ボランティア

18歳以上であり、外国語について日常会話程度の語学力を有していること

(2) 文化ボランティア

18歳以上であり、指導経験が豊富であること

(3) ホストファミリーボランティア

18歳以上であり、登録することについて、家族全員の同意を得ていること

(4) 日本語ボランティア

18歳以上であり、日本語指導の経験がある、または地域の日本語ボランティアの研修を受けているなど、素養が認められること

(5) 事業ボランティア

18歳以上であり、国際交流、国際協力、多文化共生及びMICEに係る行事及び災害時等の支援などのボランティア活動をする意欲があること

(申込み及び登録)

第4条 国際交流ボランティアとして登録を希望する者は、登録申込書（別記第1号様式～第5号様式）により、各分野ごとにビューローへ申込みを行うものとする。

2 ビューローは、前項に規定する申込書を受理したときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知するとともに、各分野ごとに登録を行うものとする。

3 登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

4 協定学生ボランティアの人数は、神田外語大学からの報告に基づき、ビューローが定期的に把握し、必要に応じて公表する。

(登録期間)

第5条 国際交流ボランティアの登録期間は、4月から翌年の3月までの1年間とする。

2 登録期間は、ビューロー及び登録者の双方に異議のない限り、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録抹消)

第6条 国際交流ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

(1) 国際交流ボランティア本人から登録取り消しの申し出があったとき

(2) 国際交流ボランティア本人が死亡したとき

(3) 国際交流ボランティアとして不適当と認められる事由が発生したとき

(費用負担)

第7条 ボランティア活動に伴う費用については、別紙1（ボランティア活動に伴う費用弁償等について）によるものとする。

(紹介依頼者の要件等)

第8条 国際交流ボランティアの紹介を依頼することができる者は、次のとおりとし、原則として県内において国際交流、国際協力、及び多文化共生サポートを必要とする事務を行う場合に依頼することができる。

また、(3) その他ビューロー代表理事が特に必要と認める者又は団体については、別紙2（ビューロー代表理事が特に必要と認める者又は団体について）によるものとする。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 非営利団体

(3) その他ビューロー代表理事が特に必要と認める者又は団体（別紙2）

(紹介方法)

第9条 国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアの紹介を依頼しようとする者（以下「紹介依頼者」という）は、原則として実施の1ヵ月前までに（多文化共生サポートにあつては3日前までに）、紹介依頼書（別記第6号様式）をビューローに提出しなければならない。

2 紹介の流れは次のとおりとする。

(1) 国際交流ボランティアを希望する場合

ア ビューローは、紹介依頼書の内容を審査の上、適当と認めた場合は、国際交流ボランティアの中から適当と認める者を選定し、本人の同意を得たうえで、紹介通知書（別記第7号様式）により紹介依頼者に通知するものとする。

イ 紹介が不可能な場合は、ビューローは速やかに紹介依頼者にその旨を通知するものとする。

ウ 紹介を受けた依頼者は、事業終了後、速やかに活動報告書（別記第8号様式）をビューローに提出するものとする。

（2）協定学生ボランティアを希望する場合

ア ビューローは、紹介依頼書の内容を審査の上、適当と認めた場合は、神田外語大学に対し、適当と認める学生の紹介を依頼するものとする。

イ 神田外語大学は、ビューローから（別記第6号様式）により依頼を受け、紹介依頼者に対し直接、適当と認める活動者リストを提供するものとする。

ウ 紹介が不可能な場合は、神田外語大学は速やかに紹介依頼者にその旨を通知するものとする。

エ 紹介を受けた依頼者は、事業終了後、速やかに活動報告書（別記第8号様式）をビューローに提出するものとし、神田外語大学も、事業終了後、速やかに大学が指定する書式にて活動報告を行うものとする。

（紹介条件）

第10条 紹介依頼者は、国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアの活動が、自由意思に基づいた活動であることに鑑み、無理な協力を強いないように、配慮しなければならない。

2 紹介依頼者、国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアは、活動中又はこれに前後して、事故や約束事 の不履行等により第三者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。

3 日程等、詳細についての連絡は、紹介依頼者の責任において行うものとする。

（危険負担）

第11条 国際交流ボランティアが事故等によって被った損害について、ビューローは、その賠償の責を負わない。

2 国際交流ボランティアの活動（活動の不履行を含む）により紹介依頼者及び第三者が被った 損害について、ビューロー、国際交流ボランティアはその賠償の責を負わない。

- 3** 紹介依頼者は、国際交流ボランティア又は第三者が、ボランティア活動に伴って損害を被った時は、国際交流ボランティア又は第三者に誠意をもって解決に当たらなければならない。
- 4** 前3項の国際交流ボランティアに関する規定は、協定学生ボランティアに準用する。ただし、協定書に特段の定めがある場合には、その定めによるところによる。

(秘密の保持)

第12条 紹介依頼者は、紹介を受けた国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアの個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアの個人情報を本要綱に定める目的以外には一切使用せず、また、第三者に提供しないこと。

(2) 紹介を受けた国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアの個人情報について、盗難、紛失、メールの誤送信等による外部への流出・漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じること。

(3) 前2号の規定を確実に履行するため、団体内の構成員、スタッフ等に対し、必要な教育・研修等を実施すること。

2 国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアは、ボランティア活動を通じて知り得た一切の情報（個人情報を含む）について、いかなる場合も第三者に提供または開示してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年7月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年11月27日から施行する。

（個人情報の取扱いについて）

- 1 当登録制度により申し込みいただいた個人情報は、ちば国際コンベンションビューローのセキュリティポリシーに基づき、安全に管理し、保護の徹底に努めます。

なお、当財団セキュリティポリシーの内容については、当財団ホームページ（<http://www.ccb.or.jp/index.html>）をご参照願います。登録申し込みされる皆様におかれましては、内容をご確認、ご理解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- 2 個人情報は、「国際交流ボランティア制度」の事業実施にかかわる資料等の作成のために利用し、法令に基づく場合、本人の同意を得た場合、災害により県等との情報共有が必要となった場合などを除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。

ボランティア活動に伴う費用弁償等について

令和7年11月27日

(公財) ちば国際コンベンションビューロー

(公財) ちば国際コンベンションビューロー国際交流ボランティア制度要綱(以下「要綱」という。)第7条により、国際交流ボランティア登録者及び協定学生ボランティアの活動に係る費用及び保険加入については、以下のとおりとする。

(費用弁償)

1 国際交流ボランティア及び協定学生ボランティア

- (1) 交通費及び材料費等の実費は原則として紹介依頼者の負担とする。ただし、実費が明確に算定できない場合について、紹介依頼者が実費相当額として負担することを妨げない。
- (2) 前項に定める実費または実費相当額に加えて、紹介依頼者が謝金を負担することを妨げない。また、実費または実費相当額を含めた金額を謝金として設定することも差し支えないものとする。
- (3) 国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアの活動が、紹介依頼者の都合により当日にキャンセルとなった場合には、当該活動の準備のために国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアが要した費用および交通費について、紹介依頼者は、第2項に定める実費または実費相当額の範囲内でこれを負担するものとする。また、第2項に定める謝金についても、活動準備の状況および社会通念を踏まえ、あらかじめ取り決めた金額については、原則として紹介依頼者が支払うものとする。
- (4) 国際交流ボランティア及び協定学生ボランティアから前項の適用について辞退の申し出があった場合には、適用しないものとする。
- (5) 紹介依頼者が(1)の実費又は実費相当額を負担できないことが明らかである場合には、要綱第2条第2項に規定する多文化共生サポートに関する案件に限り、一の紹介依頼者につき年2回までを上限として、ビューローが当該費用の一部または全部を負担することができる。

2 ホストファミリーボランティア

受入れに伴う基本的な費用(送迎交通費、家庭での食事、宿泊等)はボランティアの負担とし、見学、通信、その他の個人的費用は利用者の負担とする。

ただし、1週間を超える長期ホームステイの場合は、原則として、利用者が実費を負担するものとする。

（保険加入）

（1）災害時におけるボランティア活動について、ビューローは、ボランティア保険に 加入するものとする。

（2）協定学生ボランティアは大学が指定するボランティア保険に加入するものとする。

ビューロー代表理事が特に必要と認める者又は団体について

令和7年7月18日

(公財) ちば国際コンベンションビューロー

(公財) ちば国際コンベンションビューロー国際交流ボランティア制度要綱第8条第3号で定めるその他ビューロー代表理事が特に必要と認める者又は団体については、以下のとおりとする。

(表)

団体等	ボランティア内容	備考
MICE 主催者等	来客者応対等（商談の通訳等は除く）	